

参考資料  
第1回目安に関する小委員会における  
委員からの追加要望資料

決定初任給（高校卒）の推移

(単位：円)

年度	高校卒				(現業)
	区分	(事務・技術)			
		一律	基幹職	差あり 補助職	
平成27年度		163,737	167,472	159,382	165,054
28年度		164,828	167,370	159,246	166,617
29年度		165,977	167,090	159,497	167,568
30年度		167,026	168,561	159,417	168,453
令和元年度		168,696	170,298	161,058	170,066
2年度		171,454	176,967	162,400	170,413

資料出所 労務行政研究所「労政時報」

- (注) 1 調査対象は、東証第1部上場企業と生命保険、新聞、出版でこれに匹敵する大手企業を加えたものである。  
 2 令和2年度は速報値。

地域別最低賃金額の最高額と最低額及び格差の推移

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
区分									
① 最高額 (円)	708	708	710	714	719	739	766	791	821
	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京 神奈川	東京	東京
② 最低額 (円)	604	605	606	608	610	618	627	629	642
	沖縄	※1	※2	※3	青森 岩手 秋田 沖縄	秋田 沖縄	宮崎 鹿児島 沖縄	佐賀 長崎 宮崎 沖縄	※4
格差 ②/①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元
区分									
① 最高額 (円)	837	850	869	888	907	932	958	985	1013
	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
② 最低額 (円)	645	652	664	677	693	714	737	761	790
	岩手 高知 沖縄	島根 高知	※5	※6	鳥取 高知 宮崎 沖縄	宮崎 沖縄	※7	鹿児島	※8
格差 ②/①×100	77.1	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0

※1 青森、岩手、秋田、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄  
 ※2 青森、岩手、秋田、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄  
 ※3 青森、岩手、秋田、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄  
 ※4 鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄  
 ※5 鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄  
 ※6 鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄  
 ※7 高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄  
 ※8 青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年平均	令和2年4月	令和2年5月
A ラ ン ク	東 京	1,175	1,205	1,224
	神奈川	1,201	1,227	1,242
	大 阪	1,130	1,155	1,167
	愛 知	1,124	1,144	1,156
	埼 玉	1,117	1,143	1,156
	千 葉	1,127	1,155	1,158
B ラ ン ク	京 都	1,088	1,108	1,130
	兵 庫	1,113	1,148	1,134
	静 岡	1,071	1,090	1,093
	滋 賀	1,042	1,075	1,094
	茨 城	1,041	1,060	1,058
	栃 木	1,041	1,085	1,066
	広 島	1,019	1,019	1,027
	長 野	1,000	1,014	1,031
	富 山	1,018	1,047	1,055
	三 重	1,046	1,076	1,074
	山 梨	1,020	1,034	1,060
C ラ ン ク	群 馬	1,035	1,051	1,060
	岡 山	1,003	1,015	1,022
	石 川	1,017	1,028	1,031
	香 川	1,001	1,008	1,026
	奈 良	1,047	1,085	1,068
	宮 城	1,002	1,026	1,035
	福 岡	1,010	1,021	1,009
	山 口	980	1,014	994
	岐 阜	1,025	1,052	1,052
	福 井	986	1,008	997
	和 歌 山	1,008	1,023	1,065
	北 海 道	987	1,003	1,012
	新 潟	978	998	995
	徳 島	1,024	1,042	1,059
D ラ ン ク	福 島	988	1,017	1,006
	大 分	939	970	986
	山 形	942	971	964
	愛 媛	970	1,006	991
	島 根	959	978	1,005
	鳥 取	969	984	986
	熊 本	971	983	992
	長 崎	935	964	961
	高 知	941	967	994
	岩 手	914	927	940
	鹿 児 島	929	943	957
	佐 賀	954	970	952
	青 森	901	934	910
	秋 田	915	933	937
	宮 崎	929	949	948
	沖 縄	974	981	999
		全 国	1,059	1,075

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
- 2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年平均	令和2年4月	令和2年5月
A ラ ン ク	東 京	1,111	1,149	1,161
	神奈川	1,132	1,151	1,161
	大 阪	1,074	1,098	1,107
	愛 知	1,046	1,068	1,073
	埼 玉	1,056	1,081	1,089
B ラ ン ク	千 葉	1,070	1,091	1,101
	京 都	1,029	1,051	1,066
	兵 庫	1,052	1,083	1,069
	静 岡	1,017	1,034	1,036
	滋 賀	993	1,024	1,041
	茨 城	983	998	1,004
	栃 木	982	1,024	1,008
	広 島	970	974	979
	長 野	947	966	980
	富 山	964	985	997
C ラ ン ク	山 重 梨	992	1,019	1,016
	山 梨	963	978	992
	群 馬	971	991	1,003
	岡 山	949	966	965
	石 川	956	970	972
	香 川	945	956	968
	奈 良	989	1,025	1,003
	宮 城	953	980	980
	福 岡	954	969	959
	山 口	939	968	953
	岐 阜	969	996	992
	福 井	937	956	948
	和 歌 山	955	978	993
	北 海 道	949	964	971
	新 潟	933	953	951
D ラ ン ク	徳 島	958	978	984
	福 島	935	970	955
	大 分	899	927	939
	山 形	899	917	917
	愛 媛	917	953	934
	島 根	917	927	955
	鳥 取	918	929	935
	熊 本	919	928	935
	長 崎	896	917	923
	高 知	910	926	948
	岩 手	877	886	898
	鹿 児 島	887	901	909
	佐 賀	914	922	909
	青 森	868	898	879
	秋 田	880	896	897
宮 崎	888	904	905	
沖 縄	928	934	954	
	全 国	1,003	1,020	1,028

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
- 2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を1募集賃金として算出している。

## 消費者物価指数の前年(同月)比の推移

(単位 %)

令和元年	(年平均)	0.6
	1月	0.2
	2月	0.2
	3月	0.6
	4月	1.0
	5月	0.9
	6月	0.8
	7月	0.6
	8月	0.3
	9月	0.3
	10月	0.3
	11月	0.6
	12月	0.9
令和2年	1月	0.8
	2月	0.5
	3月	0.5
	4月	0.1
	5月	0.0

資料出所:総務省「消費者物価指数」

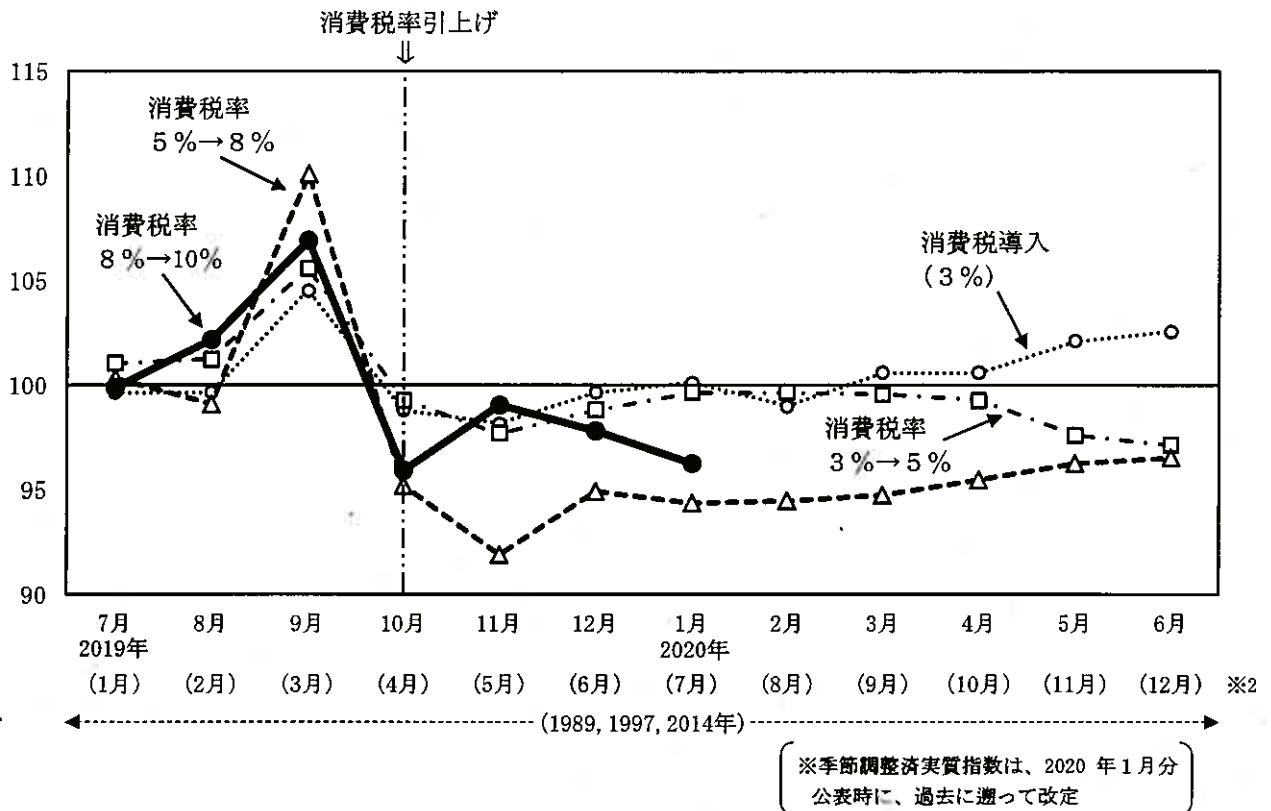
(注)指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いている。

<家計調査>

追加参考図表 1-1

令和2年3月6日  
総務省統計局

消費税率引上げ前後における消費支出（季節調整済実質指数<sup>※1</sup>）の推移



(※1) 各指数の基準とする期間は次のとおり。

「消費税導入(3%)」：1988年平均=100

「消費税率3%→5%」：1996年平均=100

「消費税率5%→8%」：2013年平均=100

「消費税率8%→10%」：2018年7月から2019年6月の1年間の平均=100

(消費税率の引上げ月と基準期間の関係を他の時点と合わせたもの)

なお、「消費税導入(3%)」及び「消費税率3%→5%」は農林漁家世帯を除く結果で、「消費税率5%→8%」及び「消費税率8%→10%」は農林漁家世帯を含む結果になっている。

(※2) 「消費税導入(3%)」、「消費税率3%→5%」及び「消費税率5%→8%」に対応する年月は、括弧書きを参照のこと。

資料：主要項目の季節調整値（二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く））

<https://www.stat.go.jp/data/kakei/longtime/index2.html>

主要項目の季節調整値（二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む））

<https://www.stat.go.jp/data/kakei/longtime/index.html>

# 中小企業の生産性向上等に係る支援策

令和2年度当初予算額 (令和元年度当初予算額) | <令和元年度補正予算額>

## 経済産業省関連施策

### 中小企業生産性革命推進事業 <3600億円>

(独)中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援。その際、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援。

- ① **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)**  
(補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3)  
…革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援
- ② **小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)**  
(補助額：～50万円、補助率：2/3)  
…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援
- ③ **サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)**  
(補助額：30万～450万円、補助率：1/2)  
…ITソリューション業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール導入を支援

### よるず支援拠点等の支援体制の充実 |42億円(48億円)| <10億円>

各都道府県に設置したよるず支援拠点の専門家等による経営相談、働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

## 厚生労働省関連施策

### 業務改善助成金 |11億円(7億円)| <13億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる等した中小企業等に対して助成 (最低賃金の低い事業場への助成率上げや、新コースの創設等)。

### 働き方改革推進支援助成金 |73億円(63億円)|

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

### 働き方改革推進支援事業 |91億円(76億円)|

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

### 日本政策金融公庫による企業活力強化貸付

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

### キャリアアップ助成金 |1231億円(1075億円)|

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成。(処遇改善の一環として、労使合意に基づく任意適用に向けて、保険加入と働き方の見直しを進めるための取組を行った場合の助成メニューを追加)

### 被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

前回の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

### 生産性向上の事例に関する調査研究事業 |0.6億円(0.3億円)|

助成金の活用事例や生産性向上の好事例をとりまとめた事例集を周知及び簡易に申請書を作成できる支援ツールの作成

### ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業 |10億円(50億円)|

中小企業等が行う生産性向上のための設備投資等を支援。特に、複数の事業者が連携する、波及効果の大きい取組を重点的に支援。その際、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援。

### 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 |12億円(10億円)|

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

### 共創型サービスIT連携支援事業 |5億円|

既存の複数のITツールを連携、組み合わせさせたシステムを中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援。またその際、ITベンダーと中小サービス業等が共同でITツールの機能改善を進め、当該ツールの汎用化による業種内・地域域への普及を目指す取組を支援。

### AI人材連携による中小企業課題解決促進事業 |6億円|

AIに関する専門的知見を持った人材の育成及び中小企業とのマッチングを支援し、データ分析等を活用した経営課題解決を普及促進。

### 生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 |267億円の内数(257億円の内数)|

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に併せてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

### 人材開発支援助成金等による支援 |893億円(599億円)|

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度等の整備や、生産性向上に資する設備等の導入を通じて、雇用管理改善に取り組み、生産性向上・賃金アップ等を図った事業主に対して助成。

### テレワーク導入に向けた支援 |3.1億円(2.8億円)|

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

### 中小企業のための女性活躍推進事業 |3億円(2.6億円)|

女性活躍推進アドバイザーによる説明会や個別訪問等により取組を支援

## 生活衛生業関連施策

### 日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率適用対象の拡充

- …事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者を特別利率適用対象に追加
- **生産性向上推進事業 |1.3億円(1.2億円)| <0.8億円>**  
…生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談の実施
- **生活衛生関係営業収益力向上事業 |0.8億円(0.9億円)| <0.2億円>**  
…最低賃金のルール徹底を図るとともに、同時に経営やITに関するセミナーを開催



## 中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	令和元年度実績 (件)
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)	1,429 (1次公募) 3,267 (2次公募)
小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)	7,308
サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)	2,464
ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業	96件238者 (1次公募) 27件63者 (2次公募)
業務改善助成金	542
働き方改革推進支援助成金 (令和元年度名称：時間外労働等改善助成金) ※ テレワークコースを含む	12,167
キャリアアップ助成金	74,238
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース	57,019
人材確保等支援助成金 ※ 人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース	2,241

勤労者世帯における収支の対前年同月実質増減率

(単位：%)

	2019年(令和元年)												2020年(令和2年)				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
実収入	1.1	▲ 0.2	3.5	1.1	▲ 2.1	▲ 0.4	▲ 0.5	1.9	▲ 1.9	2.1	1.7	1.5	0.9	9.8			
可処分所得	1.5	▲ 0.8	3.0	0.9	▲ 2.5	▲ 1.4	0.1	2.7	▲ 1.7	2.3	2.7	0.9	▲ 0.6	13.4			
消費支出	▲ 0.3	1.4	4.8	3.0	1.4	7.7	▲ 5.2	▲ 1.4	▲ 4.1	▲ 4.9	▲ 0.4	▲ 8.1	▲ 10.0	▲ 15.5			
食料	1.8	▲ 0.7	2.1	▲ 1.3	1.1	1.1	▲ 4.0	0.7	▲ 1.8	▲ 0.1	4.6	▲ 1.6	▲ 5.5	▲ 3.3			
住居	▲ 9.2	15.0	▲ 3.3	21.4	▲ 5.1	10.9	▲ 11.6	0.3	▲ 7.6	1.6	▲ 4.9	9.0	▲ 1.1	▲ 28.2			
光熱・水道	▲ 3.3	6.4	4.7	▲ 2.8	▲ 8.5	▲ 2.5	▲ 4.5	▲ 1.7	▲ 0.5	▲ 6.2	▲ 7.3	0.7	8.8	▲ 7.5			
家具・家事用品	▲ 12.5	22.5	8.5	▲ 7.2	10.2	50.0	▲ 18.6	▲ 9.5	▲ 12.7	▲ 13.3	5.7	▲ 4.6	9.5	▲ 1.4			
被服及び履物	▲ 4.1	▲ 2.3	3.2	▲ 5.6	3.4	10.8	▲ 8.5	▲ 8.3	▲ 13.8	▲ 4.4	▲ 10.5	▲ 28.2	▲ 55.1	▲ 34.6			
保健医療	2.1	▲ 5.3	14.6	4.4	4.3	21.4	0.1	3.8	8.2	2.9	7.6	▲ 3.8	▲ 3.0	2.6			
交通・通信	8.9	▲ 5.9	11.7	6.7	12.2	16.7	▲ 0.8	3.6	2.5	▲ 12.6	2.0	▲ 8.5	▲ 1.8	▲ 18.5			
教育	▲ 12.0	5.4	▲ 1.7	8.1	▲ 6.2	12.7	▲ 12.4	▲ 24.0	▲ 18.1	▲ 16.6	▲ 11.6	▲ 18.7	▲ 0.3	▲ 17.3			
教養娯楽	5.4	2.7	14.8	6.6	4.8	15.2	▲ 5.6	10.4	▲ 3.7	▲ 7.1	▲ 1.7	▲ 22.1	▲ 29.3	▲ 33.8			
その他の消費支出	0.9	2.0	▲ 0.1	2.9	▲ 5.7	▲ 5.1	▲ 2.0	▲ 7.7	▲ 8.3	▲ 1.1	▲ 1.9	▲ 9.2	▲ 18.4	▲ 18.6			

(資料出所) 総務省「家計調査」

- (注) 1. 二人以上の世帯のうち、勤労者世帯の数値。  
 2. 実収入には、勤め先収入、配偶者の収入及び他の世帯員収入)のほか、事業・内職収入、社会保障給付、財産収入などが含まれる。  
 3. 可処分所得とは、実収入から非消費支出(税金や社会保険料など世帯の自由にならない支出)を差し引いた額である。  
 4. 2019年の対前年同月実質増減率の値は、2018年1月に行った調査で使用する家計簿の改正の影響による変動を調整した変動調整値である。

#### 4 春季賃上げ妥結状況

##### (1) 春季賃上げ妥結状況 (令和2年)

連合 第7回 (最終) 回答集計結果 (令和2年7月6日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)		個別賃金方式 (1組合当たり単純平均)	
	35歳		30歳	
1,000人以上	268組合 1,126,633人 6,282円 (6,495円) 2.08% (2.14%)	31組合 93,594人 1,545円 (2,033円) 0.46% (0.62%)	29組合 111,510人 800円 (1,041円) 0.28% (0.38%)	
300~999人	477組合 257,938人 5,670円 (5,681円) 2.11% (2.11%)	56組合 32,379人 1,482円 (2,141円) 0.51% (0.76%)	39組合 20,799人 2,061円 (1,330円) 0.87% (0.54%)	
100~299人	656組合 119,796人 5,347円 (5,496円) 2.10% (2.19%)	72組合 12,931人 1,319円 (1,826円) 0.49% (0.68%)	63組合 11,280人 1,088円 (2,241円) 0.46% (0.94%)	
~99人	557組合 28,746人 5,236円 (5,271円) 2.17% (2.22%)	78組合 3,602人 825円 (1,470円) 0.34% (0.60%)	86組合 3,993人 1,248円 (1,649円) 0.55% (0.73%)	
規模計	1,958組合 6,071円 (6,262円) 2.09% (2.14%)	237組合 142,506人 1,224円 (1,808円) 0.45% (0.66%)	217組合 147,582人 1,288円 (1,656円) 0.54% (0.69%)	

(注)1 ( )内の数値は、令和元年7月5日付 第7回 (最終) 回答集計結果

2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。

3 個別賃金方式は「純べア」と「定界込み」方式があるが、表中は「純べア」方式の数値である。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回 (最終) 回答集計結果 (令和2年7月6日)

	単純平均		加重平均	
	時給	372組合 736,244人	賃上げ額 25.18円 (24.23円)	平均時給 1029.84円 (1004.36円)
月給	126組合 32,857人	賃上げ額 4,128円 (3,708円)	賃上げ率 2.02% (1.81%)	1027.21円 (994.64円)
				6,312円 (4,038円)
				3.02% (1.96%)

(注)1 ( )内の数値は、令和元年7月5日付 第7回 (最終) 回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計 (令和2年5月21日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
主要21業種 大手251社	86社 7,297円 (8,310円) 2.17% (2.46%)

(注)1 原則として東証一部上場、従業員数500人以上の企業を対象。

2 143社(57.0%)から回答が出ているが、このうち57社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 ( )内の数値は、平成31年4月23日付第1回集計結果。

経団連(中小企業)第1回集計 (令和2年6月12日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
17業種 752社	201社 4,471円 (4,764円) 1.72% (1.87%)

(注)1 原則として従業員数500人未満の企業を対象。

2 204社(27.1%)から回答が出ているが、このうち3社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 了承、妥結を含む。

4 ( )の数値は、令和元年6月18日付第1回集計結果。

# 従業者規模別にみた休業者の動向

従業者規模別 みた休業者数 (非農林業雇用者)	(万人)			(%)	
	2020年4月 非農林業 雇用者数		うち休業者	休業者割合	
	2020年4月 雇用者数	休業者数		休業者割合	休業者割合
計	5,272	473	325	6.2	6.2
1~4人	347	37	30	8.6	8.6
5~9人	386	37	22	5.7	5.7
10~29人	729	64	50	7.0	7.0
30~99人	878	83	56	6.4	6.4
100~499人	1,141	94	69	6.0	6.0
500~999人	423	38	26	6.2	6.2
1000人以上	1,367	122	71	5.1	5.1

従業者規模別 みた休業者数 (非農林業雇用者)	(万人)			(%)	
	2020年5月 非農林業 雇用者数		うち休業者	休業者割合	
	2020年5月 雇用者数	休業者数		休業者割合	休業者割合
計	5,279	473	325	6.2	6.2
1~4人	350	37	30	8.6	8.6
5~9人	386	37	22	5.7	5.7
10~29人	713	64	50	7.0	7.0
30~99人	880	83	56	6.4	6.4
100~499人	1,143	94	69	6.0	6.0
500~999人	421	38	26	6.2	6.2
1000人以上	1,387	122	71	5.1	5.1

従業者規模別 みた休業者数 (非農林業雇用者)	2020年1月			2020年2月			2020年3月			2020年4月			2020年5月		
	2020年1月			2020年2月			2020年3月			2020年4月			2020年5月		
	雇用者数	休業者数	休業者割合	雇用者数	休業者数	休業者割合	雇用者数	休業者数	休業者割合	雇用者数	休業者数	休業者割合	雇用者数	休業者数	休業者割合
計	4	16	24	4	16	24	4	16	24	4	16	24	4	16	24
1~4人	2	1	-2	2	1	-2	2	1	-2	2	1	-2	2	1	-2
5~9人	-4	0	1	-4	0	1	-4	0	1	-4	0	1	-4	0	1
10~29人	3	5	6	3	5	6	3	5	6	3	5	6	3	5	6
30~99人	4	4	7	4	4	7	4	4	7	4	4	7	4	4	7
100~499人	-2	4	5	-2	4	5	-2	4	5	-2	4	5	-2	4	5
500~999人	-2	-3	0	-2	-3	0	-2	-3	0	-2	-3	0	-2	-3	0
1000人以上	2	6	8	2	6	8	2	6	8	2	6	8	2	6	8

資料出所：総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。  
 (注)計は、官公、従業者規模不詳を除いた数値。

## 倒産件数(産業別)

(単位 件)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	773	651	740	743	314	780
農・林・漁・鉱業	13	6	9	8	7	16
建設業	119	118	142	111	49	109
製造業	85	86	92	99	52	81
卸売業	129	95	110	88	51	102
小売業	100	85	92	114	48	97
金融・保険業	0	1	4	4	1	8
不動産業	23	17	21	22	5	37
運輸業	28	23	11	21	12	22
情報通信業	14	20	40	23	6	30
サービス業他	262	200	219	253	83	278

(単位 %)

前年同月比

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	16.1	10.7	11.8	15.2	-54.8	6.3
農・林・漁・鉱業	160.0	100.0	28.6	0.0	75.0	166.7
建設業	5.3	11.3	22.4	-4.3	-55.5	-18.0
製造業	6.3	30.3	12.2	19.3	-34.2	-10.0
卸売業	51.8	28.4	8.9	15.8	-51.0	2.0
小売業	0.0	16.4	-6.1	29.5	-51.0	-3.0
金融・保険業	-100.0	-	300.0	33.3	-50.0	166.7
不動産業	15.0	-19.0	10.5	4.8	-72.2	117.6
運輸業	27.3	35.3	-59.3	40.0	-50.0	-26.7
情報通信業	-65.0	-31.0	48.1	21.1	-81.3	-3.2
サービス業他	31.0	0.5	19.0	17.1	-62.9	24.1

資料出所:東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

## 新型コロナウイルス関連倒産

(単位 件)

令和2年						
1月	2月	3月	4月	5月	6月	
-	1	12	71	61	94	

資料出所:東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

# 倒産件数(都道府県別)

(単位 件)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	773	651	740	743	314	780
北海道	21	16	16	25	10	21
青森	5	4	10	7	2	3
岩手	3	5	7	3	4	6
宮城	10	9	10	16	6	15
秋田	9	3	4	5	0	5
山形	10	2	1	2	1	2
福島	10	3	9	9	2	6
茨城	13	10	16	9	1	12
栃木	10	6	7	9	2	9
群馬	9	7	6	13	3	9
埼玉	27	30	45	31	7	30
千葉	28	28	22	17	10	14
東京	116	128	146	108	40	119
神奈川	53	29	34	32	27	41
新潟	6	6	12	10	7	5
富山	9	4	10	10	3	8
石川	8	8	4	5	4	7
福井	5	8	4	7	2	7
山梨	5	3	3	4	1	2
長野	8	6	3	9	6	10
岐阜	17	7	14	24	3	8
静岡	18	11	18	24	11	32
愛知	53	36	50	53	16	45
三重	11	9	4	7	3	4
滋賀	6	5	3	10	3	11
京都	27	17	19	20	5	20
大阪	112	96	92	89	44	147
兵庫	35	32	35	43	10	49
奈良	7	7	15	10	3	10
和歌山	9	12	5	7	6	11
鳥取	2	1	1	2	1	2
島根	3	2	1	4	3	3
岡山	10	5	7	5	6	5
広島	11	22	19	23	7	18
山口	6	7	4	7	7	6
徳島	4	2	11	5	4	9
香川	3	7	6	4	4	2
愛媛	2	5	3	5	2	4
高知	5	3	2	6	1	3
福岡	37	22	26	26	11	28
佐賀	4	2	5	2	3	4
長崎	4	6	2	8	3	2
熊本	6	2	8	12	4	12
大分	4	4	4	5	7	5
宮崎	4	6	2	4	2	3
鹿児島	7	4	10	5	7	5
沖縄	1	4	5	2	0	1

前年同月比

(単位 %)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	16.1	10.7	11.8	15.2	-54.8	6.3
	31.3	0.0	-38.5	56.3	-56.5	-16.0
	400.0	33.3	150.0	600.0	-80.0	-50.0
	0.0	-16.7	40.0	200.0	0.0	100.0
	25.0	-35.7	42.9	60.0	-57.1	36.4
	900.0	0.0	0.0	150.0	-100.0	150.0
	400.0	-33.3	-85.7	0.0	-75.0	-60.0
	400.0	-57.1	28.6	200.0	-60.0	0.0
	16.2	11.1	128.6	-18.2	-83.3	0.0
	11.1	200.0	-36.4	50.0	-71.4	26.6
	12.5	16.7	-14.3	30.0	-72.7	0.0
	-3.6	36.4	275.0	0.0	-66.7	15.4
	7.7	55.6	-12.0	0.0	-52.4	-33.3
	-0.9	7.6	15.0	-11.5	-65.2	-19.0
	55.9	-23.7	-26.1	-31.9	-44.9	-4.7
	-14.3	-14.3	140.0	25.0	75.0	-54.5
	28.6	-50.0	150.0	150.0	-76.9	0.0
	-11.1	60.0	-20.0	-16.7	-42.9	0.0
	66.7	300.0	-	250.0	-60.0	0.0
	25.0	50.0	-25.0	33.3	-50.0	0.0
	-27.3	50.0	-62.5	28.6	50.0	233.3
	21.4	-30.0	75.0	118.2	-62.5	-11.1
	20.0	-8.3	50.0	41.2	-35.3	128.6
	15.2	-10.0	19.0	55.9	-64.4	-19.6
	175.0	80.0	33.3	-12.5	-50.0	-42.9
	50.0	0.0	-40.0	25.0	-62.5	57.1
	28.6	-5.0	-5.0	17.6	-68.8	17.6
	19.1	9.1	17.9	-1.1	-60.0	70.9
	-31.4	28.0	-25.5	16.2	-70.6	0.0
	16.7	-36.4	114.3	11.1	-62.5	42.9
	0.0	140.0	-14.3	16.7	20.0	37.5
	0.0	0.0	-50.0	-50.0	-	-50.0
	50.0	100.0	0.0	300.0	-66.7	-57.1
	66.7	-16.7	75.0	400.0	-14.3	0.0
	22.2	69.2	28.6	91.7	-22.2	63.6
	200.0	250.0	33.3	16.7	-30.0	-14.3
	-20.0	-33.3	266.7	-37.5	0.0	350.0
	0.0	75.0	-33.3	100.0	-20.0	-77.8
	-50.0	66.7	-25.0	-16.7	-33.3	-42.9
	-	50.0	-66.7	200.0	0.0	50.0
	-7.5	4.8	-18.8	-10.3	-65.6	-3.4
	300.0	-50.0	66.7	-33.3	200.0	300.0
	100.0	100.0	-60.0	100.0	0.0	0.0
	100.0	0.0	60.0	71.4	-42.9	140.0
	100.0	33.3	-50.0	400.0	40.0	-16.7
	300.0	500.0	0.0	100.0	100.0	-40.0
	-22.2	100.0	25.0	-16.7	133.3	-16.7
	-75.0	0.0	66.7	-60.0	-100.0	-80.0

資料出所:東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

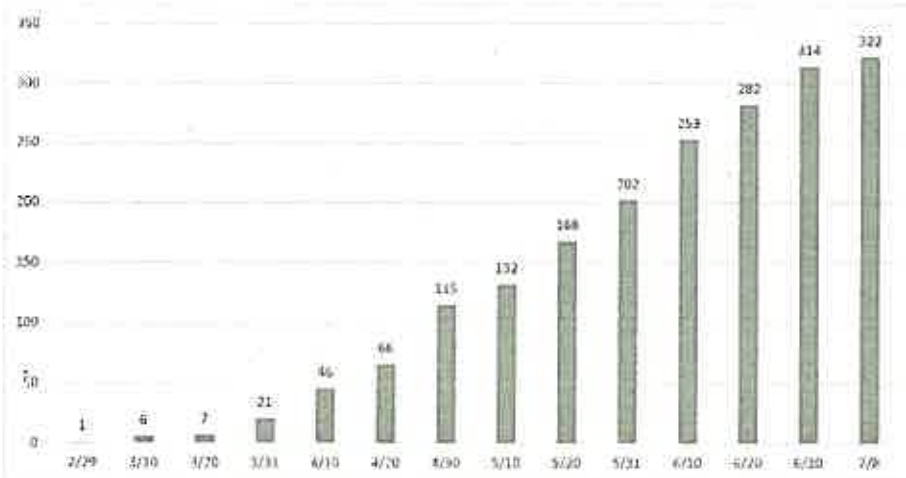
## 倒産件数(産業別)

	(単位 件)						(単位 %) 前年同月比					
	令和2年						令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
計	713	634	744	758	288	806	2.7	2.3	14.3	16.4	-55.6	9.8
建設業	119	107	134	124	36	114	5.3	4.9	25.2	10.7	-65.0	-23.0
製造業	69	74	92	78	32	87	-5.5	8.8	31.4	2.6	-56.2	1.2
卸売業	122	83	113	99	53	105	19.6	-9.8	-0.9	15.1	-45.9	25.0
小売業	173	152	161	190	66	193	9.5	6.3	15.0	27.5	-57.1	19.9
運輸・通信業	31	23	20	22	14	22	14.8	4.5	-25.9	37.5	-36.4	-8.3
サービス業	156	147	175	163	67	205	-12.9	-2.0	18.2	10.2	-58.4	22.8
不動産業	18	15	19	16	5	35	-5.3	-21.1	11.8	-23.8	-73.7	75.0
その他	25	33	30	46	15	45	8.7	37.5	7.1	84.0	-16.7	2.3

資料出所: 帝国データバンク「全国企業倒産集計」より作成。

## 新型コロナウイルス関連倒産

(発生時期分布 7月8日16時時点)



資料出所: 帝国データバンク「新型コロナウイルス関連倒産」より作成。

(注) 事業停止後に法的整理に移行した場合は法的整理日でカウント。

# 倒産件数(都道府県別)

(単位 件)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
計	713	634	744	758	288	806
北海道	21	16	12	24	9	26
青森	5	2	12	4	1	6
岩手	4	8	4	5	3	6
宮城	12	5	13	17	5	11
秋田	8	3	5	5	1	5
山形	8	1	3	1	1	5
福島	9	2	10	6	3	7
茨城	11	8	20	10	0	10
栃木	11	9	11	8	1	14
群馬	6	9	6	14	2	8
埼玉	29	22	44	32	8	31
千葉	24	27	21	17	12	13
東京	115	126	131	115	46	105
神奈川	56	32	35	39	21	48
新潟	6	6	10	13	3	6
富山	6	3	8	11	2	8
石川	7	4	5	4	6	9
福井	6	8	4	7	0	6
山梨	3	4	3	1	2	1
長野	9	6	3	11	5	14
岐阜	15	8	10	21	2	8
静岡	20	14	17	23	13	32
愛知	43	43	50	50	16	47
三重	8	10	11	9	3	10
滋賀	4	7	5	11	0	11
京都	25	14	22	19	5	18
大阪	101	88	98	92	28	163
兵庫	37	32	35	51	8	48
奈良	6	8	14	14	5	8
和歌山	3	9	8	7	6	6
鳥取	0	1	2	2	2	2
島根	4	2	2	3	2	3
岡山	8	4	5	8	6	5
広島	7	19	15	21	7	19
山口	6	8	2	7	5	3
徳島	4	8	7	5	4	9
香川	4	4	5	4	4	2
愛媛	3	2	4	4	2	4
高知	4	2	2	6	1	5
福岡	25	28	33	25	13	32
佐賀	2	2	5	1	5	3
長崎	3	7	3	8	3	2
熊本	6	2	7	11	4	13
大分	5	2	6	4	6	5
宮崎	4	6	2	4	1	4
鹿児島	7	3	11	5	6	4
沖縄	3	2	3	1	0	1

前年同月比

(単位 %)

	令和2年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
計	2.7	2.3	14.3	16.4	-55.6	9.6
北海道	31.3	-11.1	-55.6	41.2	-55.0	13.0
青森	150.0	0.0	300.0	0.0	-83.3	-25.0
岩手	0.0	14.3	-20.0	400.0	-25.0	100.0
宮城	33.3	-61.5	62.5	54.5	-50.0	10.0
秋田	300.0	50.0	25.0	150.0	-83.3	150.0
山形	300.0	-75.0	-50.0	-66.7	-50.0	-16.7
福島	350.0	-71.4	11.1	100.0	0.0	40.0
茨城	-26.7	60.0	100.0	-23.1	-100.0	0.0
栃木	-8.3	350.0	10.0	60.0	-87.5	75.0
群馬	-14.3	125.0	-53.8	40.0	-77.8	-11.1
埼玉	0.0	-8.3	175.0	14.3	-55.6	14.8
千葉	20.0	50.0	-4.5	0.0	-40.0	-31.6
東京	-6.5	4.1	15.9	-2.5	-60.7	-21.6
神奈川	21.7	10.3	-31.4	-22.0	-44.7	-9.4
新潟	50.0	50.0	25.0	116.7	-57.1	-14.3
富山	-50.0	-57.1	166.7	120.0	-80.0	60.0
石川	-22.2	-33.3	0.0	-33.3	100.0	12.5
福井	50.0	300.0	-	133.3	-100.0	20.0
山梨	-25.0	300.0	-25.0	-66.7	0.0	-50.0
長野	12.5	-14.3	-57.1	37.5	400.0	600.0
岐阜	7.1	14.3	100.0	40.0	-80.0	14.3
静岡	42.9	-36.4	21.4	27.8	-38.1	88.2
愛知	-2.3	-2.3	35.1	31.6	-67.3	-26.6
三重	0.0	-9.1	37.5	12.5	-72.7	-16.7
滋賀	-20.0	40.0	0.0	57.1	-100.0	83.3
京都	19.0	-26.3	15.8	18.8	-68.8	5.9
大阪	11.0	-5.4	28.9	-1.1	-73.6	98.8
兵庫	-24.5	-3.0	-28.6	54.5	-77.1	2.1
奈良	0.0	-11.1	75.0	40.0	25.0	-20.0
和歌山	-72.7	125.0	14.3	16.7	50.0	-14.3
鳥取	-	-66.7	0.0	-33.3	-	-60.0
島根	100.0	0.0	-	0.0	-75.0	-50.0
岡山	0.0	-20.0	25.0	700.0	-14.3	0.0
広島	-50.0	-5.0	7.1	40.0	-30.0	5.6
山口	20.0	300.0	0.0	-12.5	-28.6	-62.5
徳島	-20.0	500.0	133.3	-37.5	300.0	350.0
香川	300.0	-20.0	0.0	100.0	-33.3	-77.8
愛媛	-50.0	-60.0	33.3	0.0	-50.0	-42.9
高知	-	-50.0	0.0	50.0	-	0.0
福岡	-32.4	33.3	-5.7	0.0	-55.2	45.5
佐賀	100.0	-50.0	150.0	0.0	150.0	50.0
長崎	-25.0	250.0	0.0	200.0	50.0	-50.0
熊本	50.0	0.0	40.0	83.3	-20.0	160.0
大分	400.0	0.0	-14.3	100.0	200.0	25.0
宮崎	300.0	500.0	0.0	100.0	0.0	-20.0
鹿児島	-36.4	-40.0	57.1	0.0	50.0	-20.0
沖縄	200.0	-66.7	0.0	-66.7	-100.0	-95.7

資料出所:帝国データバンク「全国企業倒産集計」より作成。



## 新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について

(7月3日現在集計分)

7月3日現在、雇用調整の可能性がある事業所数は57,336事業所、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数は32,348人となりました。

また、前週からの増加分は雇用調整の可能性がある事業所数が8,316事業所、解雇等見込み労働者数は4,175人となりました。

	新型コロナウイルスに係る雇用調整 (※1)	
	雇用調整の可能性がある事業所数 (※2)	解雇等見込み労働者数 (※3)
全国	57,336事業所 (+8,316事業所) (※4)	32,348人 (+4,175人) (※4)

	解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数(5月25日からの集計) (※1) (※5)
全国	11,798人 (+2,789人) (※4)

(※1) 都道府県労働局の聞き取りや公共職業安定所に寄せられた相談・報告等を基に把握した数字であり、網羅的なものではない。

(※2) 「雇用調整の可能性がある事業所」は、都道府県労働局及びハローワークに対して休業に関する相談のあった事業所(当面休業を念頭に置きつつも、不透明な経済情勢が続けば解雇等も検討する意向の事業所も含む。)

(※3) 「解雇等見込み」は、都道府県労働局及びハローワークに対して相談のあった事業所等において解雇・雇止め等の予定がある労働者で、一部既に解雇・雇止めされたものも含まれている。

(※4) 括弧内は前週からの増加分である。

(※5) 非正規雇用労働者(正規雇用労働者以外の、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等)の解雇等見込み数は、5月25日より把握開始しており、解雇等見込み労働者総数の内訳になっているものではない。

### 業種別にみた解雇等見込み労働者数、雇用調整の可能性がある事業所数(数の大きな上位10業種を記載)

	雇用調整の可能性がある事業所数		解雇等見込み労働者数(人)	
1	製造業	11,091 (+1,103)	宿泊業	5,966 (+353、うち非正規64)
2	飲食業	8,313 (+988)	製造業	5,272 (+1,139、うち非正規713)
3	小売業	5,939 (+932)	飲食業	4,408 (+214、うち非正規166)
4	サービス業	4,893 (+810)	労働者派遣業	2,810 (+381、うち非正規379)
5	宿泊業	3,142 (+310)	小売業	2,579 (+316、うち非正規37)
6	建設業	2,920 (+482)	道路旅客運送業	2,499 (+37、うち非正規0)
7	理容業	2,654 (+465)	サービス業	1,987 (+227、うち非正規47)
8	卸売業	2,639 (+563)	卸売業	1,495 (+815、うち非正規744)
9	医療、福祉	2,426 (+468)	娯楽業	1,483 (+53、うち非正規28)
10	運輸業	1,746 (+241)	物品賃貸業	741 (+534、うち非正規534)
全体		57,336 (+8,316)		32,348 (+4,175、うち非正規2,789)

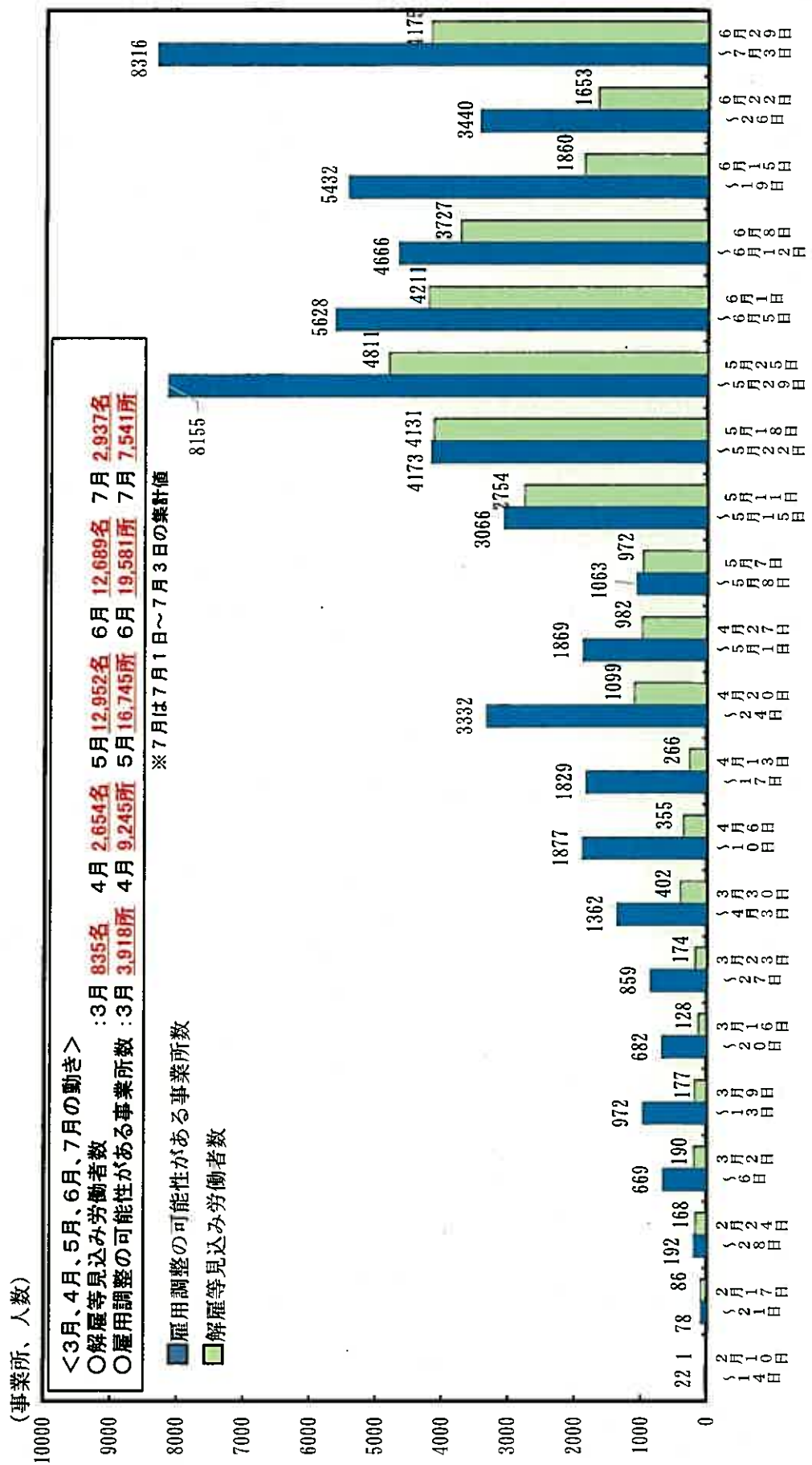
※業種は、都道府県労働局が企業から聞き取った情報であり、日本標準産業分類に準じて整理しているものではないことに留意が必要。なお、括弧内は前週からの増加分である。

都道府県別集計結果(累積)「新型コロナウイルスに関連した雇用調整の状況」

		雇用調整の可能性がある事業所数	解雇等見込み労働者数(人)
1	北海道	5,321	1,377
2	青森	1,061	732
3	岩手	1,837	336
4	宮城	1,127	523
5	秋田	170	648
6	山形	1,844	282
7	福島	1,060	717
8	茨城	446	365
9	栃木	1,369	298
10	群馬	1,519	314
11	埼玉	1,631	226
12	千葉	3,213	844
13	東京	10,758	5,559
14	神奈川	1,550	913
15	新潟	539	731
16	富山	680	518
17	石川	2,202	460
18	福井	1,443	254
19	山梨	300	169
20	長野	1,191	933
21	岐阜	919	1,278
22	静岡	2,001	725
23	愛知	861	1,232
24	三重	1,403	333
25	滋賀	1,178	347
26	京都	828	529
27	大阪	989	3,546
28	兵庫	944	1,021
29	奈良	109	363
30	和歌山	266	167
31	鳥取	1,224	158
32	島根	617	267
33	岡山	1,174	381
34	広島	801	691
35	山口	470	400
36	徳島	361	44
37	香川	296	176
38	愛媛	243	335
39	高知	1,119	56
40	福岡	243	1,023
41	佐賀	175	369
42	長崎	122	627
43	熊本	131	333
44	大分	132	281
45	宮崎	855	421
46	鹿児島	521	412
47	沖縄	93	634
	合計	57,336	32,348

# 都道府県労働局を通じて把握している情報（新型コロナウイルス感染症関係）（7月3日（金）時点）

- 「解雇等見込み労働者数（累計）」は、32,348名となっており、4月後半から増加幅が拡大傾向。  
※ 解雇等見込みは、解雇・雇止めのある労働者で、一部既に解雇・雇止めされた者も含まれている。
- 「雇用調整の可能性がある事業所数（累計）」は、57,336事業所となっており、4月初旬から増加幅が拡大傾向。  
※ 労働局及びハローワークに対して具体的に休業等に関する相談のあった事業所数。  
（当面休業を念頭に置きつつ、不透明な経済情勢が続けば解雇等も検討する意向の事業所も含む。）



賃金構造基本統計調査特別集計による産業別未満率及び影響率

(単位:%)

	未満率	影響率
調査対象産業計	1.2	4.3
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.4	1.0
建設業	0.5	1.3
製造業	1.1	3.6
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.4
情報通信業	0.4	1.1
運輸業, 郵便業	1.0	3.8
卸売業, 小売業	1.8	7.6
金融業, 保険業	0.4	1.0
不動産業, 物品賃貸業	1.7	6.4
学術研究, 専門・技術サービス業	0.3	0.8
宿泊業, 飲食サービス業	2.6	10.2
生活関連サービス業, 娯楽業	2.0	7.1
教育, 学習支援業	1.0	2.8
医療, 福祉	0.5	1.9
複合サービス事業	0.4	1.4
サービス業(他に分類されないもの)	1.8	6.0

(資料出所)厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)未満率、影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。

賃金構造基本統計調査特別集計による産業別未満率及び影響率(企業規模別)

未満率

(単位:%)

	企業規模計	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
調査対象産業計	1.2	0.8	0.9	1.8	2.1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.4	0.0	0.6	0.4	0.8
建設業	0.5	0.0	0.1	0.7	0.8
製造業	1.1	0.2	0.5	2.4	3.4
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.0	0.0	0.6	1.4
情報通信業	0.4	0.7	0.1	0.3	0.9
運輸業, 郵便業	1.0	0.6	1.2	1.4	1.0
卸売業, 小売業	1.8	1.3	1.5	2.9	2.7
金融業, 保険業	0.4	0.5	0.2	0.3	1.3
不動産業, 物品賃貸業	1.7	2.5	1.1	1.0	2.0
学術研究, 専門・技術サービス業	0.3	0.0	0.3	0.5	0.8
宿泊業, 飲食サービス業	2.6	2.2	1.9	3.3	6.7
生活関連サービス業, 娯楽業	2.0	1.5	1.5	2.6	3.9
教育, 学習支援業	1.0	0.8	0.9	1.1	4.4
医療, 福祉	0.5	0.2	0.3	1.0	0.9
複合サービス事業	0.4	0.3	0.5	0.3	2.0
サービス業(他に分類されないもの)	1.8	0.7	2.6	2.4	1.8

影響率

(単位:%)

	企業規模計	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
調査対象産業計	4.3	3.2	3.3	6.4	7.6
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1.0	0.0	0.9	1.0	2.7
建設業	1.3	0.2	0.8	1.5	3.1
製造業	3.6	0.6	2.2	7.9	10.8
電気・ガス・熱供給・水道業	0.4	0.2	1.5	1.3	1.7
情報通信業	1.1	2.0	0.4	0.9	1.6
運輸業, 郵便業	3.8	2.6	4.4	4.2	5.3
卸売業, 小売業	7.6	6.2	5.1	12.0	11.3
金融業, 保険業	1.0	1.1	0.6	1.2	3.0
不動産業, 物品賃貸業	6.4	9.5	4.2	4.0	4.4
学術研究, 専門・技術サービス業	0.8	0.2	0.9	1.3	1.4
宿泊業, 飲食サービス業	10.2	9.0	8.0	12.7	22.8
生活関連サービス業, 娯楽業	7.1	5.5	5.5	9.3	14.1
教育, 学習支援業	2.8	1.9	2.6	3.3	13.3
医療, 福祉	1.9	0.8	1.3	3.3	3.6
複合サービス事業	1.4	1.2	1.8	1.9	3.3
サービス業(他に分類されないもの)	6.0	3.4	7.5	7.4	5.9

(資料出所)厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)未満率、影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。

## 政府から経済界への雇用維持等に関する要請書

○令和2年3月5日、6日

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書

(宛先)

一般社団法人日本経済団体連合会会長

日本商工会議所会頭

全国中小企業団体中央会会長 ほか

○令和2年3月27日

新型コロナウイルス感染症に係る有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々並びに新卒の内定者等の雇用維持等に対する配慮に関する要請書

(宛先)

一般社団法人日本経済団体連合会

日本商工会議所

全国中小企業団体中央会 ほか

○令和2年4月10日

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮及び感染拡大防止に向けた取組みに関する要請書

(宛先)

一般社団法人日本経済団体連合会会長

日本商工会議所会頭

全国中小企業団体中央会会長 ほか

○令和2年5月26日

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請書

(宛先)

一般社団法人日本経済団体連合会会長

日本商工会議所会頭

全国中小企業団体中央会会長 ほか

○令和2年7月7日、8日

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書

(宛先)

一般社団法人日本経済団体連合会会長

日本商工会議所会頭

全国中小企業団体中央会会長 ほか

令和2年3月5日

一般社団法人日本経済団体連合会会長 殿

### 新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域では小規模の患者クラスター（集団）が把握されている状態になっています。現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではありませんが、経済的には海外からの観光客の減少に加え、製造業のサプライチェーンに与える影響を懸念する声や、各種イベントの中止、外出自粛により国内の消費活動が短期的に下押しされ、こうした状況が長引けばより厳しい状況になることも懸念されています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省として事業主の皆様への雇用維持の努力を一層強力に支援するため、雇用調整助成金の特例措置を講じるとともに、そうした内容を踏まえた各種支援のご案内に係るリーフレットを労働局等を通じて周知しているところです。また、小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援に向けた新たな助成制度を創設したところです。

貴団体におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、発熱などの風邪の症状があるときは、会社を休んでいただくよう、従業員の方々が休みやすい環境整備に協力していただくとともに、下記の事項につきまして、周知啓発に向けたご協力をお願い申し上げます。

なお、厚生労働省においては、特別相談窓口を設置し各種相談に応じております。相談窓口の設置箇所、特例措置等の各種支援の内容につきましては厚生労働省 HP ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#hatarakukata](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata)) をご参照いただきますようお願いいたします。

- 一 今般、雇用調整助成金の特例の対象となる事業主を、新型コロナウイルスの感染症の影響を受ける全ての事業主に拡大するとともに、北海道のように緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域に対しては生産指標要件の更なる緩和、助

- 成率の引上げ等の措置を行うこととしております。
- こうした特例措置を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算されますので、新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。
- 二 職を失った方を対象とした求人を積極的に提出していただくなど、職を失った方の雇入れについて特段のご配慮をお願いいたします。
- 三 新卒の内定者の取扱いについて、特段のご配慮をいただくとともに、2020 年度卒業予定者等に対する採用に係る広報活動についても、多様な通信手段を活用した説明会の実施などの十分な情報発信を行うよう特段のご配慮をお願いいたします。
- 四 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るため、特段の配慮をお願いいたします。
- 五 障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段の配慮をお願い申し上げます。特に、基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いとされていることから、感染リスクを減らすためにテレワークや時差出勤の積極的な活用の促進などの取組へのご協力をいただきますよう、お願いいたします。
- 六 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用労働者か非正規雇用労働者か否かを問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設しましたので、取組への御協力をいただきますようお願いいたします。

厚生労働大臣

加藤勝信



令和2年3月27日

日本商工会議所 殿

新型コロナウイルス感染症に係る有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々並びに新卒の内定者等の雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じており、経済全般にわたって甚大な影響をもたらしているところ です。

3月6日に新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請をしたところではございますが、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者並びに新卒の内定者の方々等については、その解雇・雇止め等やそれに伴う社員寮等の退去により、生活の基盤を失うおそれがあります。

つきましては、下記の事項につきまして、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

記

一 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者並びに新卒の内定者の方々等の雇用の安定とその保護を図るため、以下の点を十分に踏まえ、対応をお願いいたします。外国人労働者についても同様の配慮をお願いいたします。

さらに、新卒者を雇い入れようとする企業におかれては、年度末から新年度初めにおける内定者の内定取消しや、入職時期を延期していた内定者の内定取消しの防止のために最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講じていただくとともに、やむを得ない場合においても、対象者の就職先の確保についての最大限の努力や、対象者からの補償等の要求には誠意を持って対応いただくようお願いいたします。

なお、事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援するため、雇用調整助成金の特例措置を講じています。

※ 労働者の解雇や雇止め、内定取消しに当たっては、以下の点に留意が必要です。

- ・ 労働者の解雇について、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とされていること（労働契約法第 16 条）。特に、期間の定めのある労働契約（有期労働契約）については、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができないこととされていること（労働契約法第 17 条）。採用内定者についても、労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消しは無効とされること。
- ・ 有期契約労働者から、労働契約の更新の申込みがあった場合、その労働者の雇止めについては、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、解雇と同様に、使用者が雇止めをすることが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、これまでと同一の労働条件で、その申込みを承諾したものとみなされること（労働契約法第 19 条）。
  - ① 過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの
  - ② 労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時にその有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められるもの

※ やむを得ず解雇、雇止めを行う場合は、労働基準法や「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（平成 15 年厚生労働省告示第 357 号）に規定された措置を講じる必要があることにも留意してください。

※ 今般、雇用調整助成金の特例の対象となる事業主を、新型コロナウイルスの感染症の影響を受ける全ての事業主に拡大するとともに、地方公共団体の長が、一定期間、住民・企業の活動の自粛を要請する旨の宣言を発出している地域（現時点では北海道）は、その期間中、生産指標要件の更なる緩和、助成率の引上げ等の措置を行ったところです。

二 また、派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれては、年度末を迎えるに当たっての労働者派遣契約の解除や不更新は、派遣労働者の雇用の不安定化に直結するものであることに十分ご留意いただき、安易な解除や不更新はお控えいただくとともに、やむを得ない場合においても、派遣元とも協力しつつ派遣労働者の新たな就業機会の確保を図っていただくなど、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るため、特

段の配慮をお願いいたします。

※ 労働者派遣契約の解除に当たっては、以下の点に留意が必要です。

- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

（労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置）

第 29 条の 2 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その者の都合による労働者派遣契約の解除に当たっては、当該労働者派遣に係る派遣労働者の新たな就業の機会の確保、労働者派遣をする事業主による当該派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担その他の当該派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じなければならない。

- ・ 派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 138 号）

第 2 派遣先が講ずべき措置

6 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

(3) 派遣先における就業機会の確保

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。

三 やむを得ず雇止め、解雇等をしようとする場合でも、労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないよう、社員寮等に入居している労働者については離職後も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮に努めて頂くようお願いいたします。

厚生労働省労働基準局長  
坂 口 卓  
厚生労働省職業安定局長  
小 林 洋 司  
厚生労働省人材開発統括官  
定 塚 由 美 子

令和2年4月10日

全国中小企業団体中央会会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮  
及び感染拡大防止に向けた取組みに関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、都市部を中心に感染者が急増し、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が東京都をはじめ7都府県に対して出されました。また、内外経済に甚大な影響をもたらしており、我が国経済は厳しい状況に置かれています。

事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援する必要があり、厚生労働省としてはこれまで、被保険者期間が6ヶ月未満の労働者も対象にするなど雇用調整助成金の特例措置等を実施し、また貴団体に対しても雇用維持等に対する配慮の要請を行ってきたところですが、こうした状況を踏まえ、政府としては4月7日に緊急経済対策を取りまとめたところです。緊急経済対策では、国民生活にとって最も重要な雇用の維持に引き続き全力を挙げて取り組むこととしており、雇用調整助成金については、緊急対応期間において解雇等を行わない雇用を維持する企業に対して、中小企業は9/10、大企業でも3/4に引き上げるとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とするなどの拡充、制度を利用する事業者の利便のため、残業相殺の停止、至急迅速化のための事務処理体制の強化、手続きの簡素化を行うこととしております。

また、爆発的な感染の拡大を防ぐために、可能な限りの外出自粛等が求められており、テレワークの活用など職場においても感染拡大防止に向けた取組が求められています。

つきましては、下記の事項につきまして、周知啓発に向けたご協力をお願い申し上げます。

厚生労働省においては、特別労働相談窓口を設置し各種相談に応じております。相談窓口の設置箇所、特例措置等の各種支援の内容につきましては厚生労働省 HP ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#hatarakukata](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata)) をご参照いただきますようお願いいたします。

- 一 雇用調整助成金の特例措置等を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算されますので、新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の

戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。

- 二 職を失った方の再就職を促進するためにも求人積極的に提出していただくなど、職を失った方の雇入れについて特段のご配慮をお願いいたします。また、新卒者については、中長期的な視点に立って採用を進めていただくようお願いいたします。
- 三 2019 年度卒業者等のうち入職時期の繰下げをしていた内定者については、できるだけ早期の入職日を確定させるなど、特段のご配慮をいただくとともに、対象となった方からの補償等の要求には誠意を持ったご対応をお願いいたします。
- 四 2020 年度卒業予定者等が十分な就職活動を行えるよう、多様な通信手段を活用した説明会や面接・試験等、柔軟な日程の設定などによる一層の募集機会の提供を行うなど最大限柔軟な対応を行うようお願いいたします。
- 五 障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段の配慮をお願い申し上げます。また、外国人労働者についても、日本人と同様の配慮をお願いいたします。
- 六 今般の新型コロナウイルス感染症により、事業の休止などを行う場合でも、可能な限り、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また労働者を休業させるときには、労使がよく話し合っ労働者の不利益の回避に努めていただくようお願いいたします。なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言や要請などがなされた場合でも、一律に労働基準法第 26 条の休業手当の支払義務がなくなるものではないことにご留意ください。
- 七 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るため、解雇、雇止めや安易な労働者派遣契約の解除や不更新はお控えいただく等、特段の配慮をお願いいたします。やむを得ず雇止め、解雇等を行う場合でも、労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないよう、社員寮等に入居している労働者が離職後も引き続き一定期間入居できるよう、できる限りの配慮に努めて頂くようお願いいたします。
- 八 労働者が新型コロナウイルス感染症の陽性者等になったことをもって解雇・雇止めを行うことのないようお願いいたします。また、新型コロナウイルスへの感染や、新型コロナウイルスに関連して労働者が休暇を取得したこと等を理由とするいじめ・嫌がらせが行われることのないよう、本年6月から職場におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が施行されることも踏まえ、労働者に周知・啓

発する、適切な相談対応を行うなど、必要な対応を徹底していただくようお願いいたします。

九 新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用労働者か非正規雇用労働者かを問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を創設しましたが、対象期間を6月30日まで延長しました。従業員が安心して子どもの世話に専念できるよう、有給の休暇制度導入をお願いいたします。

十 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々を含め、有給の特別休暇制度を設けるなど労働者が休みやすい環境の整備、テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進、従業員の感染の予防にむけた取組等を行っていただきますようお願いいたします。その際、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方々に十分な配慮をしていただくようお願いいたします。

厚生労働大臣

加藤勝信

令和2年5月26日

一般社団法人日本経済団体連合会会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請書

日頃より、厚生労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、全国を対象として発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が昨日全ての都道府県で解除される等、経済活動が再開しつつありますが、引き続き内外経済や雇用情勢への影響が懸念されるところであり、特に、派遣労働者については、今後、労働者派遣契約や労働契約の更新の時期を迎える方が多くなると考えております。したがって、緊急事態宣言解除後も派遣労働者の雇用を維持するためには、派遣労働者を受け入れている派遣先企業の御協力が不可欠な状況になっていると認識しております。

派遣労働者の雇用の維持を図るため、貴団体におかれては、下記の事項について、積極的な御対応をいただくよう、会員企業への周知及び働きかけをお願い申し上げます。

記

- 一 派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれては、労働者派遣契約の解除や不更新は派遣労働者の方の雇用の不安定に直結することを御認識いただき、安易な契約の解除をお控えいただくとともに、企業活動の円滑な再開に当たって、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図ること
- 二 やむを得ず労働者派遣契約の解除や不更新を行う場合においても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」(平成11年労働省告示第138号)に基づき、関連会社における就業も含め、派遣元とも協力しつつ派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること
- 三 派遣労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないよう、社員寮等に入居している労働者については離職した場合も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮を行うこと

厚生労働大臣  
加藤勝信

令和2年7月8日

日本商工会議所会頭 殿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、全国を対象として発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全ての都道府県で解除される等、経済活動が再開しつつありますが、引き続き内外経済や雇用情勢への影響が懸念されており、今後段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく中で、新しい生活様式・スマートライフを定着させ、感染拡大防止と経済再生の両立を図っていくことが必要です。

特に雇用への影響は、感染の状況よりも遅れて見えてくるため、足下の状況だけでなく今後の推移もよく見極めた上で、対応していくことが必要です。

これまで、厚生労働省におきましては、事業主の皆様の雇用維持の努力を強力に支援するため、雇用調整助成金につきまして、助成率の引上げや支給要件の緩和、申請に係る負担の軽減等の特例措置、労働局の体制強化による支給の迅速化等に取り組むとともに、非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する相談支援体制の強化等、解雇や雇止めにあった方等の就職支援についても拡充を図って参りました。こうした支援策については、厚生労働省 HP やハローワーク等における周知とともに、貴団体への累次の要請を通じて周知啓発へのご協力をいただいていたところでした。

先般成立した第二次補正予算では、雇用を守るための更なる支援として、雇用調整助成金の支給上限額の日額 15,000 円への引上げや解雇等を行っていない中小企業への助成率の 10/10 への一律の引上げ、労働者個人が直接申請できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の創設、就職支援の強化、離職等により住まいを失うおそれのある方への住まい確保支援、小学校休業等対応助成金の拡充などを盛り込んでおります。

貴団体におかれましては、経済活動が再開する中においても依然として厳しい状況にある事業主の方に、こうした支援策を最大限ご活用いただき、労働者の雇用の維持等が引き続き図られるよう、下記の事項につきまして、周知啓発に向けたご協力をお願い申し上げます。併せて、職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気の徹底など密集、密接、密閉の三密を避けた職場環境づくりやテレワーク、時差出勤の活用など労働者の労務管理への配慮をお願い申し上げます。

また、労働者が業務により新型コロナウイルスに感染した場合には、労災請求について勧奨していただくとともに、労災請求手続きに御協力いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

厚生労働省においては、特別労働相談窓口を設置し各種相談に応じております。相談窓口の設置箇所、特例措置等の各種支援の内容につきましては厚生労働省 HP ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#hatarakukata](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata)) をご参照いただきますようお願いいたします。



一 新入社員、学生アルバイトをはじめとする労働者の生活を守るため、雇用形態にかかわらず雇用を維持していただくことは非常に重要です。従業員の休業手当をしっかりと払っていただき、雇用維持に努めていただきますようお願いいたします。なお、政府としては、雇用調整助成金の上限額を日額1万5千円に引き上げ、解雇等を行っていない中小企業への助成率を一律に10分の10へ引き上げるとともに、出向期間要件を緩和するなど更なる拡充を実施しています。教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算され、新入社員に将来の戦力となるべく教育訓練を実施した場合などにも活用できます。

また、事務処理体制や資金繰り等の面から休業手当を支払えない中小企業の労働者の生活の安定も非常に重要です。なお、政府としては、これらの労働者が自ら申請できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金制度を創設しました。この制度では労働者から申請があった際は事業主にご記載いただく部分があります。従業員から申請があったときは適切にご対応いただきますようお願いいたします。

こうした雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、学生アルバイトの方などの雇用保険の被保険者ではない方も対象としています。

二 職を失った方を対象とした求人を積極的に提出していただくなど、職を失った方の雇入れについて特段のご配慮をお願いいたします。また、新卒者については、中長期的な視点に立って採用を進めていただくようお願いいたします。

三 2020年度卒業予定者等が十分な就職活動を行えるよう、多様な通信手段を活用した説明会や面接・試験等、柔軟な日程の設定などによる一層の募集機会の提供を行うなど最大限柔軟な対応を行うようお願いいたします。

四 有期契約労働者、パートタイム労働者等の雇用の安定とその保護を図るため、解雇、雇止めはお控えいただくなど特段のご配慮をお願いいたします。なお、雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、労働契約が継続している間の休業であれば、雇用保険の被保険者でない方も含め、これらの有期契約労働者、パートタイム労働者等も対象となります。

五 派遣労働者を受け入れている企業におかれては、安易な労働者派遣契約の解除、不更新をお控えいただくとともに、企業活動の円滑な再開に当たって、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図っていただくようお願いいたします。その際、外国人労働者について、日本人と同様の対応が図られるようお願いいたします。なお、雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、労働契約が継続している間の休業であれば、雇用保険の被保険者でない方も含め、これらの派遣労働者、外国人労働者も対象となります。

六 障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段のご配慮をお願い申し上げます。特に、基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いとされていることから、感染リスクを減らすためにテレワークや時差出勤の積極的な活用の促進などの取組へのご協力をいただきますようお願いいたします。

七 労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないようにするためにも、住居の確保は非常に重要であり、社員寮等に入居している労働者については離職後も引き続き一定期間入居できるようできる限りのご配慮をお願いいたします。なお、雇用契約を解消した際に社員寮に引き続き居住できるよう、定期借家契約に切り替えることで生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金を活用することができます。

八 子どもの世話や、家族の介護が必要な労働者が仕事と家庭を両立し、必要な場合に安心して休むことができるよう、有給の休暇制度の導入をお願いします。なお、政府としても、小学校等が臨時休業した場合等に子の保護者である労働者に有給の休暇を取得させた事業主への小学校休業等対応助成金の日額上限を15,000円に引き上げるとともに、家族の介護が必要な労働者に有給の休暇制度を取得させた事業主への助成制度を創設しています。

九 妊娠中の女性労働者が安心して出産を迎えることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を、医師等の指導に基づき適切に講じていただくようお願いいたします。また、妊娠中の女性労働者が休みやすい職場環境づくりに努め、積極的な配慮を行っていただくようお願いいたします。なお、政府としても、この措置により休業が必要な妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させた事業主への助成制度を創設しています。

十 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、テレワークを積極的に活用いただきますようお願いいたします。なお、政府としても、テレワークの導入等のための支援として、テレワーク用通信機器の導入等に係る費用の助成やテレワーク相談センターにおける相談支援等を行っております。

十一 職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気の徹底など密集・密接・密閉の三密を避けた職場環境づくりや時差出勤の活用など労働者の労務管理への配慮をお願いいたします。また、労働者が業務により新型コロナウイルスに感染した場合には、労災請求を勧奨していただくとともに、労災請求手続きに御協力いただくようお願いいたします。

厚生労働大臣  
加藤勝信